



## 提言『自ら学ぶ力を育てる初等・中等教育の実現に向けて』 年齢主義から修得主義への転換を含む、ヒト、ツール、制度の革新を

技術革新や社会の変化が加速する中、子供たちが予測のつかない未来を生き抜く力を身に付けるためには、ヒト、ツール、制度、企業・コミュニティの参画促進をはじめとする教育制度の革新が必要です。求められる教育制度の抜本改革のうち、本提言では、教員養成・研修制度や教員免許制度の抜本改革、テクノロジーを活用して学びの質を高めるための規制・制度改革、企業・コミュニティが果たすべき役割に絞って述べています。

高等教育機関の教員養成課程および国・地方公共団体等が実施している教員研修においては、義務教育の外にあるさまざまな選択肢を含め、子供たちの能力を最大限引き出す機会を提示できるような、経験に幅のある教員の育成を求めます。

また、規制・制度改革の面では、学習内容が身に付いていなくても一定の年齢で進級・卒業していく「年齢主義」から、「修得主義」への転換を求めます。自ら学び、課題を解決する方法を模索し、納得のいくまでやり抜く習慣を身に付けることが、今後ますます重要になると考えます。

さらに、企業の取り組みとしては、ビジネスコンテストの開催などを通じて、義務教育を終えた10代の資質・能力を顕在化させること、彼・彼女らとプロとして契約し、ビジネスの現場で早期に活躍できる機会を提供することなどを提言しています。

本会は、経営者が教育委員として地域の教育政策に携わることや、企業における人材供給・インターンシップの受け入れなどを通じて、将来社会を生き抜く力を有する次世代の育成に、さまざまな側面から主体的に携わってまいります。

### <提言の概要>

#### 1. 教員養成・研修制度、教員免許制度の抜本改革

- ▶ 文部科学省は、教員の専門性を早期に再定義するとともに、大括り化した施行規則の科目区分から「教育の方法及び技術」を独立させ、教員が提供すべき最大の付加価値である、学びと心の両面で子供の成長を育むためのスキル修得について、教員養成課程における必要単位のウェイトを高める。
- ▶ 文部科学省は、教育職員免許法施行規則を改正し、教員養成課程に在籍する学生について、企業インターンシップについても、学校インターンシップ同様、教育実習の単位として認定可能にする。
- ▶ 文部科学省は、教育公務員特例法施行令を改正し、特に校長・副校長・教頭等を目指す教員については、夏休み期間等を活用し、4週間程度の企業インターンシップを経験させることを任命権者に義務づける。
- ▶ 文部科学省は、2021年度からプログラミングの内容が倍増される中学校の技術および高等学校の情報の分野で特別免許状制度の活用を強力に促進する。
- ▶ 文部科学省は、特別免許状の授与に係る教育職員検定等に関する指針を見直し、現在勤務校が負っている特別免許状所有者の研修計画の立案・実施の責任を都道府県教育委員会が負うこととともに、同免許状の授与を受けた後3年以上の学校勤務経験がない者の配置割合の上限を緩和する。

## 2. テクノロジーを活用し、学びの質を高めるための規制・制度改革

- 学校教育法第 17 条は、義務教育の範囲を年齢で定め、同施行規則は別表において、各教科等それぞれの授業時数や各学年におけるこれらの総授業時数の標準を定めているが、文部科学省は、こうした一律の定めを撤廃する。また、いわゆる飛び級の制度化や原級留置の運用についても改めて検討し、本人の修得レベルに応じた教育を提供する。
- 文部科学省は、2020 年度までに遠隔教育の推進に向けた施策方針を見直し、小・中学校においても、ニーズに柔軟に対応して「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施可能にする。
- 文部科学省は、総務省と連携し、生徒の所有する ICT 機器等も活用しながら (BYOD)、学習者用端末 1 人 1 台かつ Wi-Fi 接続を可能にするとともに、互換性、価格等を考慮した標準仕様や効率的な機器の調達方法等を示す。
- 総務省は、個人情報保護条例におけるオンライン結合制限規定の抹消が進まない理由を調査し、改めて適切な対応を行う。また、文部科学省は、教育情報セキュリティポリシーガイドラインの見直しを前倒しするとともに、免許状更新講習規則第 4 条を改正し、同内容を研修の必修項目とする。
- 文部科学省は、紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用できるのは、各学年における各教科等の授業時数の 2 分の 1 未満であるとした告示を直ちに撤廃するとともに、デジタル教科書の活用に関するエビデンスの蓄積と並行して、デジタル教科書単体での発行を可能にする検定等のあり方について検討を急ぎ、早期に結論を得る。
- 文部科学省は、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令を見直し、発行主体の資本金および役員要件を緩和する。
- 文部科学省は、教科書の最低使用期間にかかる規制を撤廃する。
- 文部科学省は、学校教育法の定める教科用図書採択地区制度を見直す。
- 文部科学省は、教科用図書検定調査審議会の委員を教育のデジタル化を踏まえた構成とする。

## 3. 企業・コミュニティの役割

- 企業は、自社のビジネス領域において確固たる“プロ”の評価基準を整えるとともに、コンテスト等を主催して、義務教育を終えた 10 代の資質・能力を顕在化させる。また、そうした人材には、年功序列に代表される伝統的雇用慣行にとらわれない契約・報酬体系とキャリアプランを用意し、社会人としての成長を促しつつ、ビジネスの現場で早期に活躍の機会を提供する。
- 企業は、教育課程とのインターフェースである採用プロセスの変革、特に通年採用の主流化を図るとともに、学業成績および社会課題への取り組みを重視した採用への転換を着実に進める。
- 企業は、海外留学等を含む多様な経験が、就職活動において評価されることはあっても決して不利にはならないことを含め、求める人材像を子供たちおよび教育機関等に分かりやすく伝える努力を継続する。
- 企業は、現役社員については、ボランティア休暇等を活用し、教壇に立ったり、教材開発・提供に貢献したりすることを推進し、定年等で新たなライフステージを迎える社員については、退職手続にかかる説明会等における情報提供および地域の教育委員会との連携等を通じ、特別免許状の取得や非常勤講師等としての活躍を支援する。
- 企業は、地域学校協働活動推進員等への人材供給や、学びと社会の連携推進事業等への参画を通じ、次世代の育成に貢献する。
- 経営者は、教育委員として地域の教育政策に携わる。

以上